

一般社団法人赤外線画像診断研究協会会則

制定 平成 30 年 3 月 27 日

(名称)

第 1 条 本会は一般社団法人赤外線画像診断研究協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、香川県高松市花園町三丁目 1 番 1 号に置く。

(会員)

第 3 条 本会の会員は、正会員、準会員、特別会員、賛助会員で構成する。

但し会員資格として法人格を有する者とする。

- 2 赤外線調査トータルサポートシステム J システムを購入又は購入予定の法人若しくは協会会員からレンタルし使用する法人は、入会申込書を理事会に届け出るものとする。
- 3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 4 会員代表者は、法人の代表権を有する者でなければならない。
- 5 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届けを事務局へ提出しなければならない。
- 6 賛助会員としての入会では J システムを使用することはできない。

(会費等)

第 4 条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- | | | |
|----------|--------------|---------------|
| (1) 正会員 | 入会金 60,000 円 | 年会費 240,000 円 |
| (2) 準会員 | 入会金 免除 | 年会費 240,000 円 |
| (3) 特別会員 | 入会金 60,000 円 | 年会費 240,000 円 |
| (4) 賛助会員 | 入会金 免除 | 年会費 60,000 円 |

(抛出金品の不返還)

第 5 条 すでに納められた、会費その他の抛出金品は、年度途中の退会においても返還しない。

(経費)

第 6 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(総会議事録の作成)

第 7 条 社員総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- 1) 社員総会の日時及び場所
 - 2) 議決権を有する正会員の総数及びその議決権の数
 - 3) 出席した議決権を有する正会員の数及び当該正会員の名称及び代表者氏名（書面表決又は委任表決により出席とされた会員については、その旨を付記する）並びにその議決権の数
 - 4) 社員総会に出席した理事及び監事並びに議長の氏名
 - 5) 審議事項
 - 6) 議事の経過の要領及びその結果
 - 7) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 8) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名
- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。

(理事会議事録の作成)

第8条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 理事会の日時及び場所
- 2) 理事の総数
- 3) 出席した理事の数並びに出席した理事及び監事の氏名
- 4) 議長の氏名
- 5) 審議事項
- 6) 議事の経過の要領及びその結果

(備付け帳簿及び書類)

第9条 次に掲げる帳簿及び書類を備えつけておかなければならない。

- 1) 定款及び会則その他の規則類
- 2) 会員名簿
- 3) 理事、監事の名簿
- 4) 総会議事録及び理事会議事録
- 5) 会費納付簿
- 6) 金銭出納簿
- 7) その他必要な書類

(事務局)

第10条 事務局は以下の業務を行う。

- 1) 経理処理
- 2) 総会及び理事会の議事録作成
- 3) 総会及び理事会の準備
- 4) 会員の入会及び退会の受付並びに報告
- 5) その他理事会が必要と認めたもの

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第12条 この会則は理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

協会概要

正式名称	一般社団法人 赤外線画像診断研究協会
略称・呼称	I T D 研究協会
所在地	〒760-0072 高松市花園町三丁目1番1号 西日本高速道路エンジニアリング四国(株)内
TEL	087-834-2416
設立	平成29年7月7日
HP	http://www.itd-forum.or.jp/

役員一覧

理事長	古川 清司 西日本高速道路エンジニアリング四国(株)
理事	明石 行雄 (株)インテク
	天野 勲 (株)保全工学研究所
	山本 実 倉敷紡績(株)
	松田 靖博 西日本高速道路エンジニアリング四国(株)
監事	植村 英幸 フリーシステムズジャパン(株)